

所管部課	教育部教育指導課		部長	小俣 学	
件 名	東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和6年度から、小・中学校の夏季休業期間を延長することに伴い、本規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 第3条第1項第1号中、1学期の「4月1日から8月24日まで」を「4月1日から8月31日まで」に改め、同項第2号中、2学期の「8月25日から12月31日まで」を「9月1日から12月31日まで」に改める。</p> <p>② 第4条第1項第1号中、夏季休業日の「7月21日から8月24日まで」を「7月21日から8月31日まで」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和6年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候沸騰化に伴う児童・生徒等の熱中症対策を講じることができる。</li> <li>・教職員の働き方改革を推進することができる。</li> </ul>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p> <p>令和6年1月25日 令和6年第1回東大和市教育委員会定例会において承認済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、関連事務を速やかに進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。